

香川県警察の巡査長に関する訓令

昭和 42 年 7 月 1 日
警察本部訓令第 10 号

改正 昭和 44 年 12 月 1 日本部訓令第 18 号、昭和 45 年 1 月 5 日本部訓令第 1 号、昭和 46 年 3 月 25 日本部訓令第 2 号、昭和 56 年 6 月 1 日本部訓令第 17 号、昭和 58 年 4 月 1 日本部訓令第 4 号、平成 5 年 12 月 1 日本部訓令第 14 号、平成 31 年 3 月 1 日本部訓令第 3 号

香川県警察の巡査長に関する訓令を次のように定める。

香川県警察の巡査長に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和 42 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、香川県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長を置く基準)

第 2 条 警察本部の課、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に巡査長を置く基準は、次のとおりとする。

- (1) 巡査が複数で勤務する派出所等の勤務箇所については、勤務の単位ごとに 1 人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに 1 人以上
- (3) 前 2 号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに 1 人以上

(巡査長の行なう職務)

第 3 条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第 4 条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であって、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が 6 年（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては 2 年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては 4 年）に達しており、かつ、指導力を有する者

(2) 巡查部長昇任試験に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡查長選考委員会)

第5条 巡查長の選考を行なうため、警察本部に巡查長選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長および委員で組織する。

3 委員長は、本部長とし、委員は、部長をもって充てる。

(巡查長の選考の方法)

第6条 巡查長の選考は、所属長から推せんされた巡查について、書類審査により行なうものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査をあわせ行なうことができる。

(巡查長に充てる巡查に対する教養)

第7条 巡查長に充てる巡查に対し、巡查長の職務その他巡查長として必要な教養を行なうものとする。ただし、巡查部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

(巡查長の数の経過規定)

2 巡查長の数は、この訓令の施行の日から昭和43年3月31日までの間は80人以上とし、所属ごとの数は、別に定める。

附 則 (昭和44年12月1日本部訓令第18号抄)

1 この訓令は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則 (昭和45年1月5日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和45年1月5日から施行する。

附 則 (昭和46年3月25日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月1日本部訓令第17号)

この訓令は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月1日本部訓令第14号)

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。